

花巻市市民参画・協働推進委員会（第1回）会議録

日 時 平成28年11月24日（木）午前10時～午後0時10分

場 所 花巻市役所本庁舎 3階 302・303会議室

出席者 委員出席者12名 佐藤道輝委員、佐藤良介委員、高橋照幸委員、小笠原恵美子委員、
小松原範子委員、千葉恵子委員、葛巻徹委員、土田和長委員、
川村美代子委員、伊藤成子委員、竹村洋子委員、板垣武美委員

委員欠席者1名 高橋智彦委員

市側出席者4名 八重樫総合政策部長、佐藤地域づくり課長、佐々木課長補佐、佐藤主任主査
兼市民協働係長

傍聴等 傍聴者1名（報道関係者1名 岩手日日新聞花巻支社以鳥記者）

- 次 第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 委員長及び副委員長選出
 - 5 説明
 - (1) 花巻市市民参画・協働推進委員会の役割について
 - (2) 花巻市まちづくり基本条例等について
 - 6 議事
 - (1) 市民参画の事後評価について
 - (2) 市民参画の除外・対象外とするものについて
 - 7 閉会

1 開会

事務局（佐藤課長） 本日の出欠席状況を確認し、本会議が成立要件を満たしていることを報告したのち、開会を宣言。委員会の公開について説明。

2 あいさつ

八重樫部長

このたびは、花巻市市民参画・協働推進委員会委員をご承引いただき、また会議にご出席いただき、ありがとうございます。

花巻市は合併以降、平成20年4月にまちづくり基本条例を策定し、市民参画のまちづくりに取り組んでおります。ご案内のとおり、この市民参画・協働推進委員会の使命は、市民の皆様の参画のあり方、方法を研究・改善していくということ、そして、市民参画と協働をまさに推進していくこと、そして、参画の方法が妥当か評価していただくこと、そしてその評価のもとに、まちづくり基本条例の見直しが必要ということであれば、見直しについて検討いただくという4点となっております。

これまで、条例、ガイドライン、あるいは協働指針に基づいて、市政を進めてきましたが、今回、任期が改まりまして、平成30年の8月26日までの2年間、皆様に委員をお願いする次第でございますので、よろしく願いいたします。

今日は1回目の会議ですので、推進委員会の役割、そして現在の取り組み状況について説明をさせていただいた後、現在取り組んでいる市民参画の事案について事後評価をいただき、確認をいただくという内容です。長い時間の会議になりますが、これからのまちづくりのために、ご忌憚ないご意見をいただきますよう、お願いいたします。開会のご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

名簿順に自己紹介。その後、出席市職員も自己紹介。

4 委員長及び副委員長選出 八重樫総合政策部長が議長となり、委員長及び副委員長は委員の互選によるものであることを説明し、選出方法について委員に諮った。委員からは、委員長に佐藤良介氏を推薦する発言があり、委員全員に諮ったところ異議なく決定した。

委員長から就任のあいさつをいただいた後、佐藤委員長が議長となり、副委員長の選出について委員に諮った。委員からは、土田和長氏を推薦する発言があり、委員全員に諮ったところ異議なく決定した。

副委員長から就任のあいさつをいただいた。

5 説明

佐藤委員長 さっそく5説明に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

担当より、①花巻市まちづくり基本条例②花巻市市民参画・協働推進委員会規則③市民と市との協働指針について説明。

佐藤委員長 初めての委員の方もいらっしゃると思いますが、質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

板垣委員 まちづくり基本条例第2条で、参画について「市民がまちづくりに参加し、その意思決定にかかわること」と定義されていますが、意思決定とは、どのような場面のことをいうのか。

事務局（佐藤主任主査兼係長） 計画や条例は、そのことについてどのように進めていくのかということが規定されているものだと思います。策定あるいは制定する際に、ご意見をいただくことにより、市政をどう進めていくのかという意思決定にかかわることになるかだと思います。

板垣委員 次に、3条にまちづくり条例の最高規範性がうたわれており、第2項に、市で定める計画や条例については、まちづくり条例に適合せるとあります。確認ですが、市で定める規則や要綱もまちづく基本条例の考え方に適合させるものでしょうか。

事務局（佐藤主任主査兼係長） 資料2 市政への市民参画ガイドライン3ページに市民参画の対象となるものが記載されています。アにあるように、基本的な事項を定めるものについては、名称が「構想」や「指針」であっても、条例にもとづく市民参画の対象になります。

板垣委員 資料1 花巻市市民参画・協働推進委員会規則第2条に委員会の所掌事項がありますが、過去の市民参画・協働推進委員会の会議録をみたところ、(1)参画の方法の研究や改善に関する事項、(2)協働の推進に関する事項、(4)条例の見直しに関する事項については、議論された形跡はみつけられませんでした。過去の委員会において、これらのことは審議されていたのでしょうか。

事務局（佐藤課長） ただいまの板垣委員のご指摘は、全くその通りです。前任の委員からも、最後の委員会を開催した時に、本委員会の名称のとおりであれば、協働についても議論がなされるべきであったのではないかという意見がありました。また、まちづくり基本条例の中で、市民参画については、別に条例を定めるものとしますと規定されていますが、まだその議論はなされておられません。さらに、まちづくり基本条例自体の見直しにつ

いても、議論は深められていないところがございます。

今回、ご指摘をいただきましたので、今後は、委員会において市民参画の評価のみならず、ほかの所掌についても議論を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

板垣委員

まちづくり基本条例については、平成20年4月に施行されており、8年以上経過しています。市民参画条例、住民投票に関する条例も検討するという書き方になっていますが、これらが具現化していないことが気になっています。そろそろ条例の見直しについて検討してもよいのかと思いました。

事務局（佐藤課長）

委員になられたばかりの方もいらっしゃいますので、今日お配りした資料を各委員の皆様の中でお目通しいただきながら、今後の委員会で議論を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長

市民参画・協働推進委員会規則の中で、委員会の4つの役割が示されておりますので、これについて委員会で取り組んでいくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料2 市政への市民参画ガイドラインについても関連がありそうですので、これについて事務局より説明をお願いいたします。

担当より市政への市民参画ガイドラインについて説明。

佐藤委員長

ただいまのご説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

葛巻委員

資料3の10ページに協働の推進のための市の取り組みとして、市民への情報の発信により協働の意識醸成を図るとありますが、ホームページ以外の方法では、今年度はどのような事業をされていますか。

事務局（佐藤主任主査兼係長）

意識醸成を図るには至っておりません。市民団体等活動支援事業補助金という制度があり、このような団体が補助金を活用して、このような事業をしていますということをホームページで紹介するのに留まっている状態です。

葛巻委員

よい条例があるのですから、広く市民の方に知っていただけるような事業があってもよいのではないかと思います。

板垣委員

市政への市民参画ガイドラインの説明の中で職員チームというお話がありました。もう少し具体的にどんなことをやっているかご説明をお願いします。

事務局（佐藤主任主査兼係長）

所掌事項は、市民参画と協働の研究・改善及び推進に関すること、条例に基づく市民参画と協働に関することとなっております。

実際には、資料4の3ページ目にありますが、市民参画の報告について、みなさんと同じように評価をしていただいております。

板垣委員

資料2 市政への市民参画ガイドラインの7ページに、なぜ職員チームを置くのかということが書いてあります。一つは市民参画を効果的に実施していくためということですし、全庁的な推進体制を築いて点検・評価及び情報の共有を行いますとはっきり書かれています。職員チーム会議というのは、かなり重要なパートだと理解しました。

翻って、資料3の市民と市との協働指針の中には、職員チームが登場しません。職

員チームが、協働の推進についてはどのようなことをしているか教えてください。

佐藤委員長 職員チームの構成についてお話しただいて、取り組みについてご説明をお願いいたします。

事務局（佐々木課長補佐） 初めに、職員チームの構成についてですが、全庁的な組織とするということで、各主管課の課長補佐で成り立っております。今現在、実際に取り組んでいることは、主に皆さんに外部評価をいただく前に、内部評価をしていただくこととなっておりますし、参画のガイドラインの進め方について、見直しが必要ではないか、しくみはこれでよいのかということについても協議をするということになっております。

今現在、協働についてどのように取り組んでいるかということにつきましては、協働について、年に1回職員向けの説明会をしておりますし、市民団体への活動補助金についても、併せて説明し、活用していただきたいということもお話しております。協働のための取り組みについては、今後検討してまいりたいと思います。

板垣委員 協働が大切という割には、職員チームが稼働しているとは思えないので、そこも含めて、この委員会の中で議論していければよいと思います。

土田委員 板垣委員に関連してですが、まちづくり基本条例2条の（2）市の執行機関の定義の中で、職員チームがどこに入るのか曖昧だという意見提起なのでしょうか。

板垣委員 職員チームという存在は、条例上はどこにも見当たらないというのがありますが、資料2市政への市民参画ガイドラインの市民参画の基本的な流れの重要な部分で職員チームは2度登場しますし、さきほどの事務局の説明では、協働についても改善と研究をするということで、きちんと明確にどこかに位置付けて、稼働させる必要があるのではないかというのが私の意見です。

佐藤委員長 今日は、ご意見としてお伺いして、今後検討を重ねていくことにしたいと思います。

6 議事

佐藤委員長 それでは、ほかにご質問ご意見がなければ議事に入りたいと思います。市民参画の事後評価ということで、2件ありますので、ご審議をお願いいたします。初めに、花巻市空家等対策計画について都市政策課よりご説明をお願いします。

都市政策課（鎌田課長補佐） 資料にもとづき説明

佐藤委員長 方法①関係団体等からの意見聴取、方法②パブリックコメントの実施の2つの方法で、参画を行ったとのことですが、初めに、方法①関係団体等からの意見聴取について皆さんから、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、私から質問しますが、反省点の中で、外部評価を受ける前に進めたとありますが、事前評価を行わなかったということでしょうか。

事務局（佐々木課長補佐） 市議会等で早急に策定しますということがあり、急ぎよ進めることとなったため、外部評価にはかけたのですが、かけた時点では、方法①の1回目の意見聴取については終わっていたということです。今後はこのようなことがないように注意しましょう

ということは、庁内全体に周知しました。

- 板垣委員** 資料2 市政への市民参画ガイドラインの4 ページ、(2) 市民参画の対象から除外できるものの、イ緊急に実施しなければならないものには該当しなかったのですか。
- 事務局(佐々木課長補佐)** 除外してしまうと、ほかの方法についても評価を受けないでしまうので、1 回目の意見聴取をしてしまった後ではありましたが、外部評価をしたという経緯でした。
- 葛巻委員** 実施内容の対象者のところで、好地地区まちづくり委員会が入っていますが、この地区の方を入れたというのは、何か理由があったのでしょうか。
- 都市政策課(鎌田課長補佐)** 好地地区でこの取り組みを進めていたということもありましたし、各地域のバランスを考えて入れました。
- 伊藤委員** 改善点のところで、マニュアル化したいとありますが、すでにマニュアル化されているのでしょうか。
- 都市政策課(鎌田課長補佐)** まだやっておりません。時期などを含めて、検討していかなければならないと思いまして書かせていただきました。
- 佐藤委員長** ほかにご質問がなければ、方法②パブリックコメントの実施についてお願いします。
- 板垣委員** 素案を備え付けた施設の中に、花巻保健センターとありますが、なぜここにしたのですか。
- 都市政策課(鎌田課長補佐)** 人が集まりやすく、目につきやすい場所ということで備え付けました。
- 板垣委員** なはんプラザや、交流会館など集会施設にも備え付けたほうがよいと思いました。反省点のところで、余裕がなかったとありますが、これは計画策定のプロセスに余裕がなかったということですか。それとも計画そのものに余裕がないということですか。
- 都市政策課(鎌田課長補佐)** 計画策定のプロセスに余裕がなかったということです。
- 佐藤委員長** 反省点に「計画に余裕がなかったことで全体的に遅くなった」とありますが、これを「計画策定に余裕がなかったことで」に訂正をお願いします。
- 高橋(照)委員** パブリックコメントについて、施設に備え付けたり、ホームページに掲載したりとありますが、だいたいどの程度の方が閲覧したのかはわかるのでしょうか。
- 都市政策課(鎌田課長補佐)** それは把握しておりません。
- 高橋(照)委員** だいたいどの程度の方にご覧いただいたのかということ把握することも重要で

はないかと思い、質問しました。

佐藤委員長 ホームページの閲覧数などもわからないでしょうか。

事務局（佐藤課長） ホームページについてはカウントが可能かもしれませんが、これまでのパブリックコメントでは、いただいた意見の件数のみを把握しています。
ただ今の、高橋委員のご指摘は、今後の参考にさせていただきます。

佐藤委員 意見の中身はどのような内容でしたか。

都市政策課（鎌田課長補佐） 震災の避難所またはデイケア施設として活用できないか、市での空家対策の窓口の一本化、対策協議会に若者を参画させてはどうか、担当職員は先進地視察をしてはどうか、生前相続対策の推進、コミュニティで何かできないかなどの意見をいただきました。

佐藤委員長 ほかに意見がなければ、総合評価に移りたいと思います。
市民参画職員チームの評価としては適切であるという評価ですが、適切であるという評価でよろしいですか。

<異議なし>

佐藤委員長 次に、花巻市立地適正化計画について都市再生室よりご説明をお願いします。

都市再生室（渡辺主任） 資料に基づき説明

佐藤委員長 方法①花巻市地域自治推進協議会及び3地域協議会からの意見聴取、方法②パブリックコメントの実施の2つの方法で実施したということですが、初めに、方法①についてみなさんからご質問、ご意見ございますでしょうか。

板垣委員 方法①は、資料2 市政への市民参画ガイドライン6ページの(6) その他適切と判断される方法に該当するのでは。

事務局（佐々木課長補佐） 市が設置する審議会その他の附属機関に、公募委員がいる場合は、(5) 審議会その他の附属機関における委員の公募で整理しております。そのほか関係団体に意見を聞く場合は、(6) という分け方をしております。

板垣委員 立地適正化計画への意見を聴取するために、改めて委員を公募したものではなく、従来設置されている自治推進協議会に意見聴取をただけですから、(6) になるのでは。

事務局（佐藤課長） これまでは、意見を聴く場合、審議会等その他の附属機関に公募委員が含まれている場合は、(5) で整理してきましたが、板垣委員がおっしゃるように、市民参画のために新たに委員を公募したというわけではございませんので、整理の仕方として(6) が妥当なのか、わかりやすい表現となるように、今後見直しをしていきたいと思っております。

- 板垣委員 ガイドラインの表記の仕方に検討が必要では。
- 佐藤委員長 この点については、事務局で精査をお願いします。
- 板垣委員 方法①の結果の公表で、結果公表は予定していませんが、資料2 市政への市民参画ガイドラインの5 ページに、「実施に当たっては、随時実施結果を公表します」とあり、これに反するのでは。
- 事務局（佐藤課長） 地域自治推進委員会、各地域協議会の会議録としては、出された意見は公表しておりますが、立地適正化計画としては、公表していないため、このような記載となったと思われます。
- 板垣委員 会議録には、意見聴取した内容が載っているということですね。
- 事務局（佐藤課長） 地域自治推進委員会、各地域協議会を実施した結果としては公表しております。
- 佐藤委員長 ほかにご質問がなければ、方法②についてお願いします。
- 板垣委員 パブリックコメントは、4月で終了しているのに、なぜ今事後評価ででてくるのですか。
- 事務局（佐々木課長補佐） 前回8月に推進委員会を開催した際には資料が整っていなかったために、委員会にかけないでしまいました。今後は、参画、参画の結果の公表の進行管理をして、適切な時期に外部評価を受けられるように努めていきたいと思えます。
- 板垣委員 職員チームは、参画と協働の研究や改善、推進に関することを担当しているのですから、しっかりした報告書を外部評価に出していただきたいです。
- 八重樫部長 確かに、ガイドラインに基づいて職員チームが置かれて取り組んでいる中ではございますが、市政のこれからのことを市民と一緒にやっていくという根幹になる業務ですので、今後も取り組んでまいりたいと思えます。いろいろご指摘いただき、今日はありがとうございました。
- 佐藤委員長 それでは、さまざまご意見をいただきましたが、当委員会としての総合評価に入りたいと思えます。職員チーム会議の評価としては、適切であるということですがいかがでしょうか。
- 板垣委員 結果公表については、問題があるように感じましたが、参画の手段そのものについては、細やかで丁寧にやられていると思えますので、適正であると思えます。
- 佐藤委員長 板垣委員から総合評価としては適切であるというご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

佐藤委員長 次に、市民参画の除外・対象外の案件が6件ありますが、これについて事務局より説明をお願いします。

事務局（佐藤主任主査兼係長） 資料に基づき説明。

<質疑なし>

佐藤委員長 特になければこれで議事を終了します。
今日ご発言いただきました内容につきましては、事務局で精査して、今後の委員会の活動につなげていただければと思います。
次回の委員会の開催予定はいつごろになりますか。

事務局（佐藤課長） 次回は、3月定例会の前に、2月を予定しています。
本日たくさんご意見をちょうだいしましたが、市民参画の手法についての評価もさることながら、他の所掌事項についても今後ご意見を頂戴してまいりたいと思います。

(閉会を宣言)